

資格喪失後の傷病手当金受給要件確認シート

レゾナック健康保険組合

◆受給要件 (①かつ②)

- ①退職日まで継続して1年以上被保険者期間*があること (*任意継続、国民健康保険、共済組合員加入期間は除く)
- ②退職日当日に傷病手当金を受け得る状態 (報酬との調整により支給されない場合を含む) にあること

※雇用保険の求職者給付との併給はできません。

以下のフローチャートにより受給資格の有無を確認後、退職する(した)事業所を通じてご請求ください。

